新潟県公安委員会規則第11号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月14日

新潟県公安委員会

委員長 阿部隆

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
(道路使用の許可)	(道路使用の許可)
第14条 法第77条第1項第4号の規定に基づき、警	第14条 法第77条第1項第4号の規定に基づき、警
察署長の許可を受けなければならない行為を次の	察署長の許可を受けなければならない行為を次の
各号に掲げるとおり定める。ただし、公職選挙法	各号に掲げるとおり定める。ただし、公職選挙法
(昭和25年法律第100号) に基づく選挙運動又は	(昭和25年法律第100号) に基づく選挙運動又は
選挙運動期間中における政治活動のために行うも	選挙運動期間中における政治活動のために行うも
のについては、この限りでない。	のについては、この限りでない。
$(1) \sim (9)$ (略)	$(1) \sim (9) \qquad (略)$
(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証	(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証
実験、人の移動の用に供するロボットの実証実	実験又は人の移動の用に供するロボットの実証
験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気	<u>実験</u> をすること。
通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行	
うことができる自動運転技術を用いて自動車を	
<u>走行させる実証実験</u> をすること。	
2 (略)	2 (略)

附則

この規則は、公布の日から施行する。